

# 豊明市いのち支える計画

（豊明市自殺対策計画）

～未来に向けて命かがやき明るく暮らせるまち 豊明～

平成 31（2019）年 3 月

豊明市

## はじめに

誰も自殺に追い込まれることのない社会、すなわち自殺者『0』の社会の実現は私たちの願いです。

我が国においては、平成 29（2017）年における全国の自殺者数は約 2 万 1 千人で、年間 3 万人を超えていた平成 10（1998）年から平成 23（2011）年に比べて減少しているものの、自殺死亡率（人口 10 万人あたりの自殺死亡者数）は先進 7 か国の中で突出して高い状態にあり、依然として深刻な状態が続いているといわれています。

一方、近年の本市の自殺死亡率は、平成 22（2010）年をピークに減少傾向にあり、また、平成 25（2013）年以降は全国及び愛知県と比べて低い数値で推移しています。

こうした状況の中、平成 28（2016）年 4 月に自殺対策基本法が改正され、これまで国だけに義務付けられていた自殺対策計画の策定が市町村にも義務付けられました。

本市では、関係機関及び本市の関係部署等それぞれの連携を強化する中で、誰もが悩みごとを相談しやすい、また、悩みや不安を抱えた人を見逃さない体制づくりを進めて自殺を防ぐことを目標に「豊明市いのち支える計画」（自殺対策計画）を策定しました。

今後は、本計画を元に、ゲートキーパー研修の開催等の基本施策とともに、次代のまちづくりを担う子ども・若者や、勤務・経営者に着目した重点施策を推進して、本計画の基本理念「未来に向けて命かがやき明るく暮らせるまち 豊明」をめざしてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

平成 31（2019）年 3 月

豊明市長 小浮 正典

# 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって .....             | 1  |
| 1. 計画策定の背景と趣旨.....               | 1  |
| 2. 計画の位置付け.....                  | 2  |
| 3. 計画の期間.....                    | 3  |
| 4. 計画の策定体制.....                  | 3  |
| 第2章 豊明市における自殺の現状・課題と今後の方向性 ..... | 4  |
| 1. 統計からみる豊明市の現状.....             | 4  |
| 2. 関連計画における調査結果の分析.....          | 7  |
| 3. 関係団体等への調査結果（概要） .....         | 14 |
| 4. 課題と今後の方向性.....                | 16 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....             | 18 |
| 1. 計画の基本理念.....                  | 18 |
| 2. 計画の基本目標と評価指標.....             | 18 |
| 3. 計画の体系.....                    | 19 |
| 第4章 施策の展開 .....                  | 20 |
| 1. 基本施策.....                     | 20 |
| （1）地域におけるネットワークの強化.....          | 20 |
| （2）自殺対策を支える人材の育成.....            | 21 |
| （3）市民への啓発と周知.....                | 23 |
| （4）生きることの促進要因への支援.....           | 24 |
| （5）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育.....       | 29 |
| 2. 重点施策.....                     | 30 |
| （1）子ども・若者.....                   | 30 |
| （2）勤務・経営者.....                   | 33 |
| 第5章 計画の推進体制 .....                | 34 |
| 1. 計画の推進体制.....                  | 34 |
| 2. 計画の推進、実施状況の確認.....            | 34 |
| 資料編 .....                        | 35 |



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成 10（1998）年以降、年間 3 万人を超え、その後も高い水準で推移していました。こうした中、平成 18（2006）年 6 月に「自殺対策基本法」が成立し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から 10 年目の平成 28（2016）年 3 月には、自殺対策をさらに強化するため、「自殺対策基本法」が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、全ての都道府県及び市町村において「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられました。また、平成 29（2017）年 7 月には、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、具体的な取組の方向性が示されました。

本市においても、全ての市民がかげがえのない個人として尊重され、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「豊明市いのち支える計画 ～未来に向けて命かがやき明るく暮らせるまち 豊明～（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

### <コラム>「生きることの阻害要因」と「生きることの促進要因」について

「生きることの阻害要因」と「生きることの促進要因」を比較して以下のことがいえます。

「生きることの阻害要因」>「生きることの促進要因」 →自殺のリスクは高くなる  
「生きることの阻害要因」<「生きることの促進要因」 →自殺リスクは高まらない

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組を行うとともに、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて社会全体の自殺リスクを低下させるよう、生きることの包括的な支援として推進することが必要です。

#### ・「生きることの阻害要因」の例

学校における様々なストレス、虐待、思春期の精神疾患、就職に関する悩みや失業等、過重労働等によるうつ病、産後うつ・子育ての悩み、ドメスティック・バイオレンス（DV）、孤立、加齢に伴う心身機能の低下

#### ・「生きることの促進要因」の例

命を大切にする教育、豊かな心を育む教育、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法の教育（SOSの出し方に関する教育）、児童生徒等への相談支援体制の整備、子どもの自己肯定感を育む取組の推進・居場所づくり、教職員の資質向上、保護者への普及啓発、子どもの成長を地域で支える取組、困難を抱える若者への支援、職場のメンタルヘルス対策の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育てのしやすい環境の充実、地域包括ケアシステム（見守り支援・生きがい対策、各種介護予防事業）

## 2. 計画の位置付け

### (1) 法令の根拠

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、本市における自殺対策の基本的な計画として策定します。

■自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)より抜粋

(都道府県自殺対策計画等)

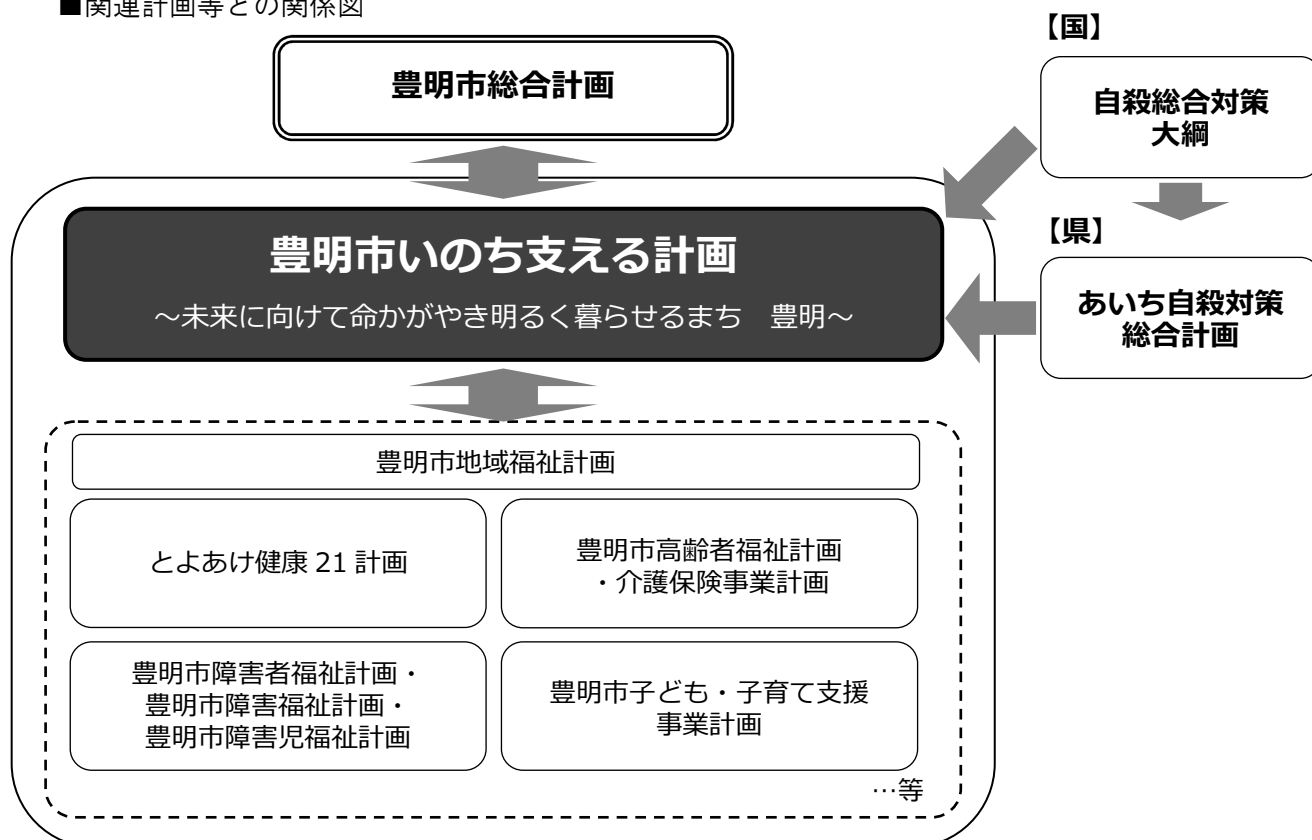
第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 各種計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「豊明市総合計画」の個別計画として位置付けるとともに、「とよあけ健康21計画」「豊明市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「豊明市障害者福祉計画・豊明市障害福祉計画・豊明市障害児福祉計画」「豊明市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画と整合を図るとともに、国の「自殺総合対策大綱」及び愛知県の「あいち自殺対策総合計画」を踏まえて策定しています。

■関連計画等との関係図



### 3. 計画の期間

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、平成 31（2019）年度から平成 35（2023）年度までの 5 年間を計画期間として設定します。

### 4. 計画の策定体制

#### （1）豊明市いのち支える自殺対策推進本部の設置

本計画の策定に当たり、庁内外の様々な専門家等の見識を取り入れるとともに、地域の自殺対策ネットワークを形成するため、「豊明市いのち支える自殺対策推進本部」を開催し、計画の内容について審議を行いました。

#### （2）豊明市自殺対策計画ワーキンググループの設置

本計画の策定に当たり、庁内の幅広い関係部局等が自殺対策への意識をもち、自殺対策施策の推進に関われるよう、「豊明市自殺対策計画ワーキンググループ」を設置し、事業の整理や、施策の検討を行いました。

#### （3）パブリック・コメントの実施

本計画の策定に当たり、市民の意見を取り入れるとともに、自殺対策に関する理解を醸成するため、計画素案に対するパブリック・コメントを実施しました。

## 第2章 豊明市における自殺の現状・課題と今後の方向性

### 1. 統計からみる豊明市の現状

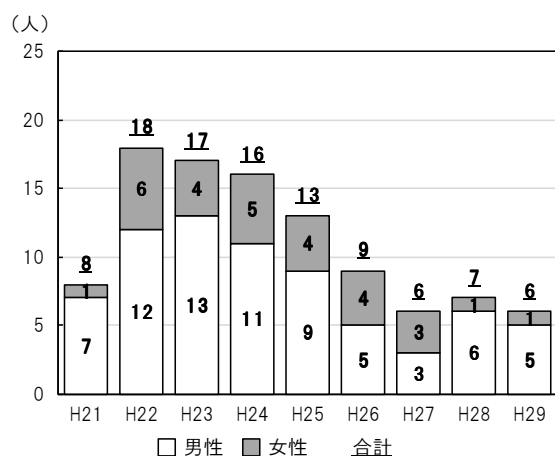
#### (1) 自殺者数の推移と傾向

自殺者数の推移についてみると、増減を繰り返していますが、平成 22（2010）年より後は減少傾向にあります。平成 29（2017）年における自殺者数は 6 人となっています。

男女別・年代別でみると、男性では 30 代と 40 代が、女性では 50 代がそれぞれ多い割合となっています。

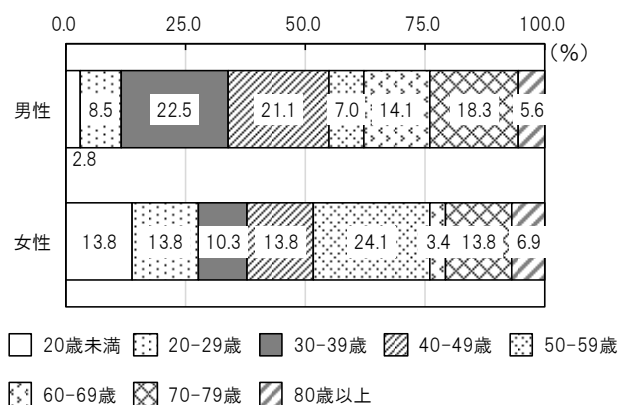
自殺死亡率の推移をみると、平成 25 年以降全国、愛知県よりも低い値で推移しています。

■ 豊明市における自殺者数の推移（H21～29）



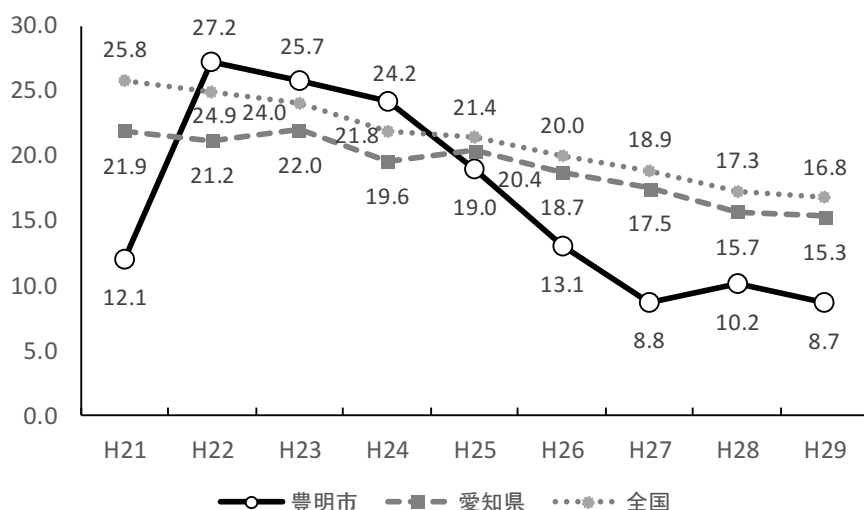
資料：自殺の統計（厚生労働省）

■ 男女別・年代別自殺者の割合（H21～29）



資料：自殺の統計（厚生労働省）

■ 豊明市における自殺死亡率（10万人対）の推移（H21～29）

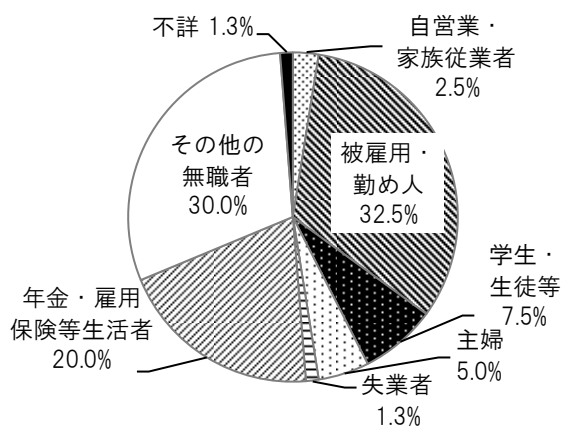


資料：自殺の統計（厚生労働省）

## (2) 職業別の自殺死亡率

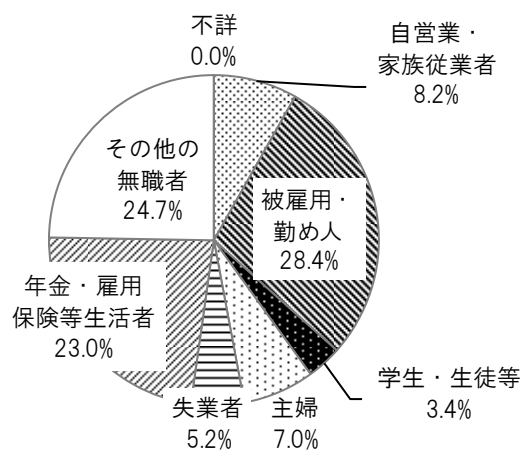
職業別の自殺死亡率についてみると、「被雇用・勤め人」が多くなっています。また、「その他の無職者」の自殺もみられます。

■豊明市における職業別自殺者数の割合（H21～29）



資料：自殺の統計（厚生労働省）

■国における職業別自殺者数の割合（H21～29）

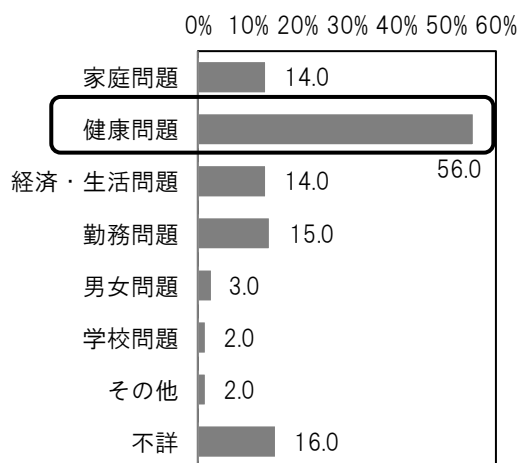


資料：自殺の統計（厚生労働省）

## (3) 自殺の原因・動機

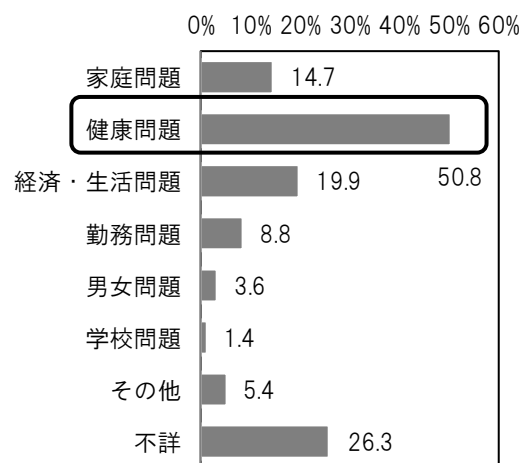
自殺の原因・動機についてみると、「健康問題」が多くなっています。ただし、「健康問題」に至るまでには、悩みや不安等様々な要因によるところが大きい点は留意が必要です（次ページの参考資料参照）。なお、国と比較してみると「勤務問題」の割合が高くなっています。

■豊明市における原因・動機別自殺者の割合（H21～29）



資料：自殺の統計（厚生労働省）

■国における原因・動機別自殺者の割合（H21～29）



資料：自殺の統計（厚生労働省）

## (4) 主な自殺の特徴

主な自殺の特徴についてみると、仕事や健康関係の悩みから身体疾患、うつ状態となり自殺につながるケースが多くなっています。

■主な自殺の特徴（H24～28 合計※<sup>1</sup>）

| 上位5区分             | 自殺者数<br>5年計 | 割合    | 自殺死亡率※ <sup>2</sup><br>(10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路※ <sup>3</sup>          |
|-------------------|-------------|-------|-------------------------------|---------------------------------------|
| 1位: 男性 60歳以上無職同居  | 7           | 13.7% | 27.6                          | 失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺          |
| 2位: 女性 40～59歳無職同居 | 6           | 11.8% | 24.2                          | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺                 |
| 3位: 男性 20～39歳有職同居 | 6           | 11.8% | 21.6                          | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位: 男性 40～59歳有職同居 | 6           | 11.8% | 15.9                          | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺      |
| 5位: 女性 60歳以上無職同居  | 4           | 7.8%  | 10.4                          | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺                       |

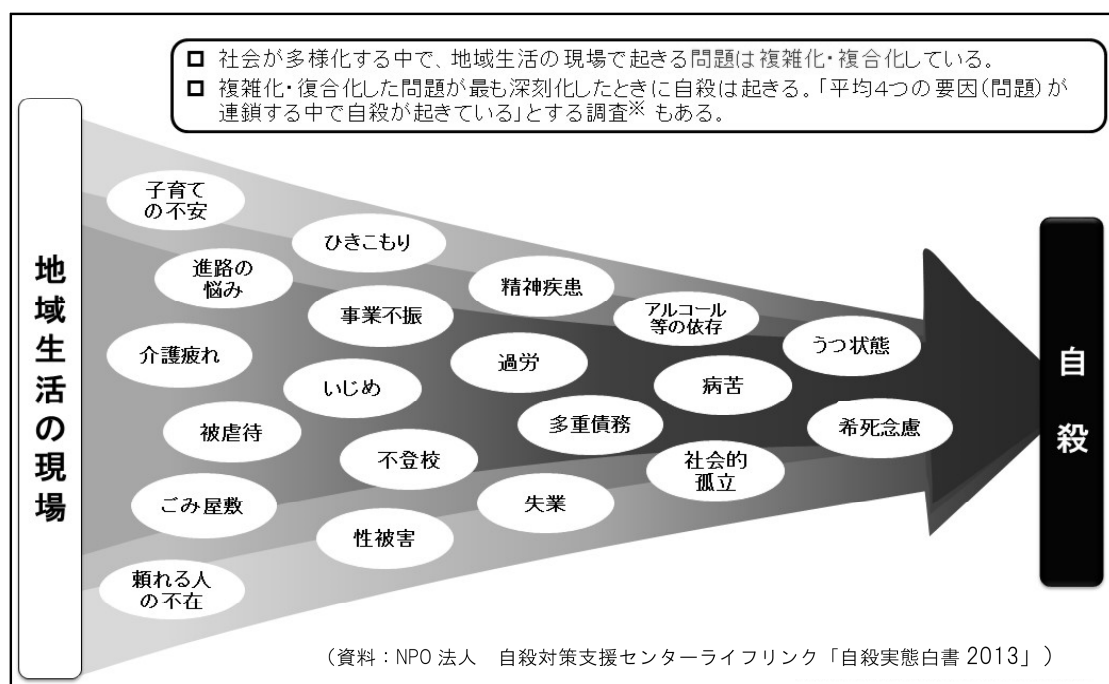
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

※1…発見地を基に自殺死体発見時点（認知）で計上した統計

※2…自殺死亡率の母数（人口）は、平成27（2015）年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したもの

※3…「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク）を参考にしたもの（下図参照）

### ・参考資料：自殺の危機要因イメージ図



出典：市町村自殺対策計画策定の手引

## 2. 関連計画における調査結果の分析

自殺対策は、福祉分野をはじめとした幅広い分野の取組を総合的に推進することが求められます。その中で、本計画に関連する政策分野（子ども・子育て世代、高齢者、障がい者）における調査結果を再分析することにより現状を把握しました。

### （１）子どもの現状について

#### ①学校生活の状況

学校生活の中で、2学期を楽しく過ごすことができたと感じている生徒は全体の9割を超え、学校で安心して過ごせたと感じている生徒は8割を超えています。

また、いじめを見たとき、「相談した（先生、友だち、親）」への回答が多くみられた一方、「何もしなかった」や「いじめに加わった」への回答もみられています。

#### ■いじめに対する意識等

※生徒総数は1,861人

|                                                 |                                                                                        |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 2学期は楽しく過ごすことができましたか。                            | 「とても楽しかった」・<br>「まあまあ楽しかった」：90.6%                                                       |
| いじめについて<br>どう思いますか。                             | 「絶対に許せない」：43.2%<br>「許せないと思うけれど、どうしようもできない」：39.7%<br>「いじめられる側にも問題がある」：14.6%<br>無回答：2.5% |
| だれかがいじめられているのを見たことがありますか。                       | 「見たことがある」<br>1年生：44人、2年生：28人、3年生：15人                                                   |
| いじめを見たとき、<br>どうしましたか。                           | 「相談した（先生、友だち、親）」：68人<br>「何もしなかった」：17人<br>「いじめに加わった」：2人                                 |
| 学校に何でも話ができ<br>信頼できる先生がいる。                       | 「いる」：57.7%                                                                             |
| 学校に何でも話ができ<br>支えてくれる友だちがいる。                     | 「いる」：87.6%                                                                             |
| 2学期、学校で安心して<br>過ごせましたか。                         | 「とても落ち着いて過ごせた」・<br>「まあまあ落ち着いて過ごせた」：86.0%                                               |
| 体育大会や文化祭、合唱祭を<br>楽しむことができましたか。                  | 「とても楽しめた」・<br>「まあまあ楽しめた」：91.0%                                                         |
| 笑顔あふれる学校（一人一人が<br>学校生活を楽しめる学校）に<br>なってきたと思いますか。 | 「そう思う」・<br>「どちらかといえばそう思う」：79.0%                                                        |

出典：いじめに関するアンケート（平成30（2018）年12月）

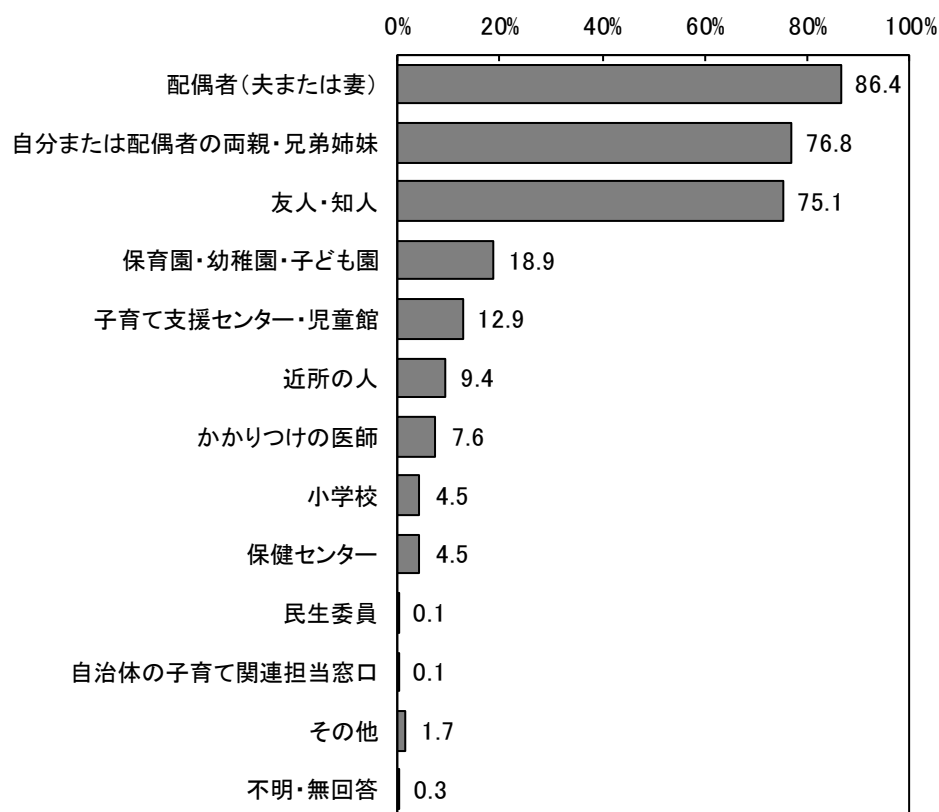
## (2) 子育て世代の現状について

### ①子育てについての相談先

配偶者（夫または妻）が最も高く、次いで両親・兄弟姉妹、友人・知人の割合が高くなっています。一方で子育て支援サービスへの相談割合は全体的に低くなっています。

#### ■子育てを相談できる人や場所

全体(N=1,407)



出典：豊明市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成 26（2014）年）

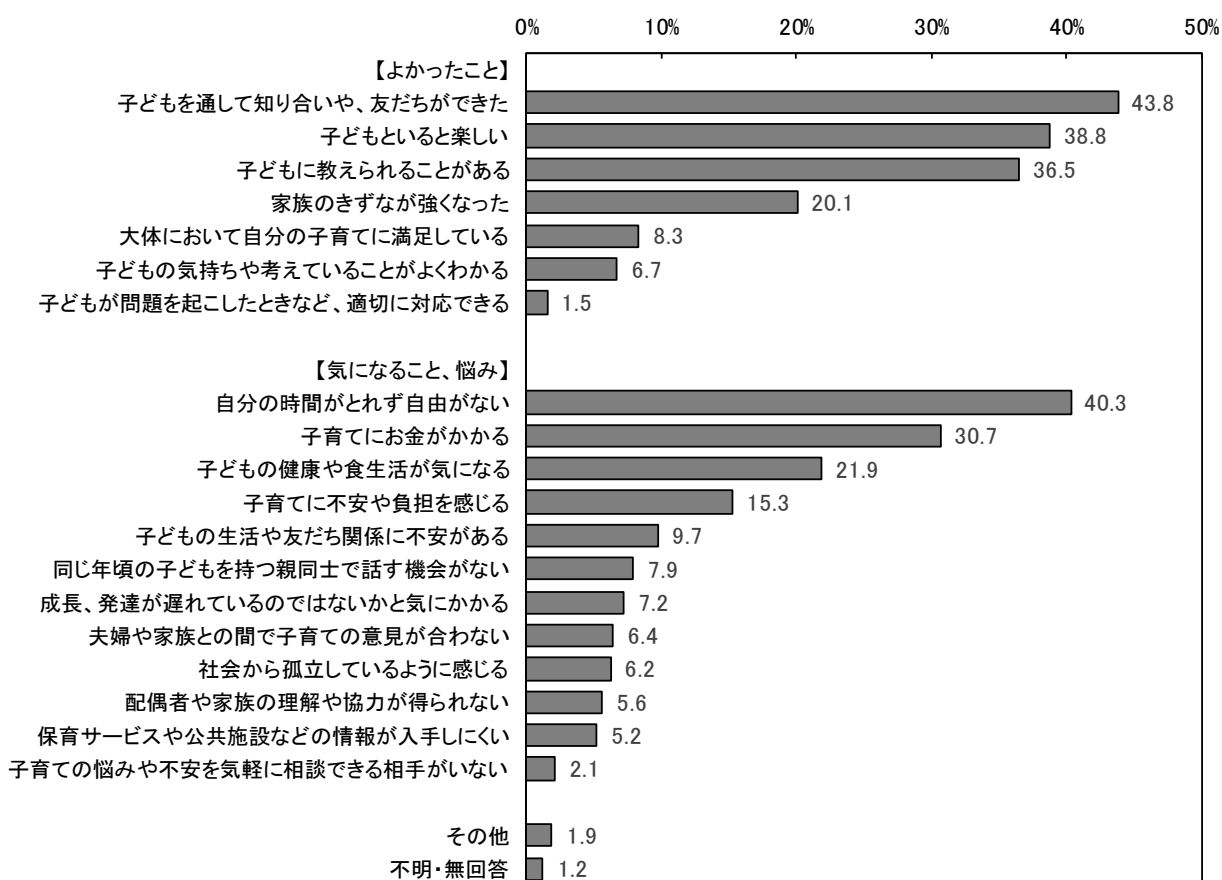
※現在は、保健センターにおける子育て相談部門が、市役所内子育て支援課に移行されている

## ②子育てをする上で感じること

子育てについて保護者が感じることについては、子どもを通じて知り合いが増えたり、子どもに教えられたり、家族のきずなが強くなった等、保護者自身が受ける幸福感についての意見が多くみられます。

一方、気になることや悩みについては、自分の時間がとれない、子育てにお金がかかる等の意見が多くみられるほか、社会からの孤立を感じていたり、相談できる相手がいない等の悩みについても一定程度みられます。

全体(N=1,535)



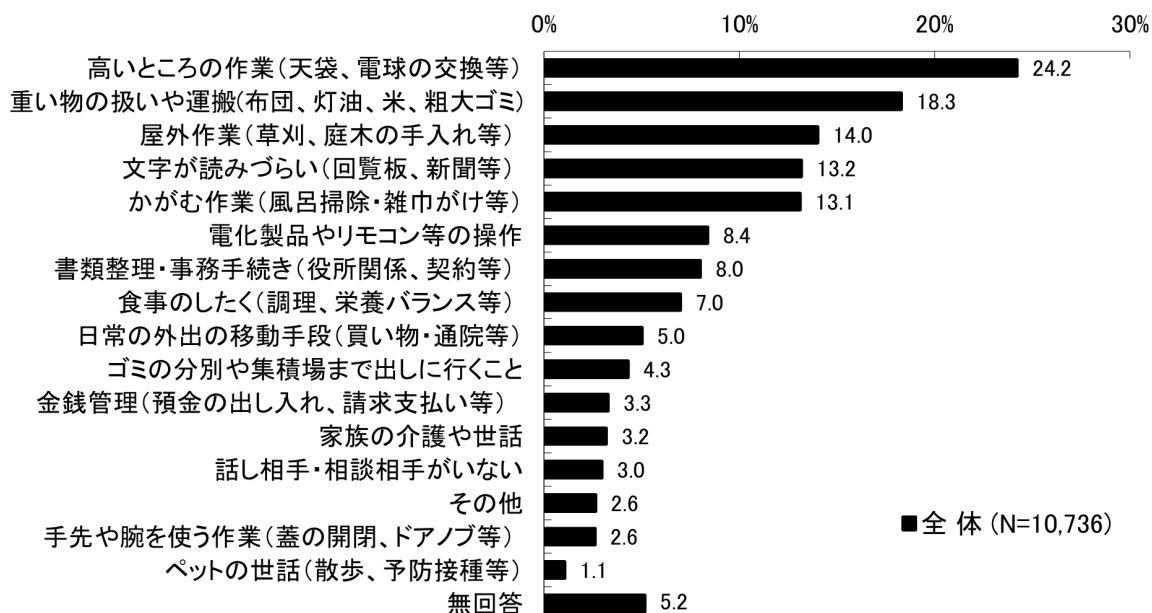
出典：豊明市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成 26（2014）年）

### (3) 高齢者の現状について

#### ①日常生活の中で困っていること

高いところの作業が最も多く、次いで重い物の扱いや運搬、屋外作業の順で多くみられます。

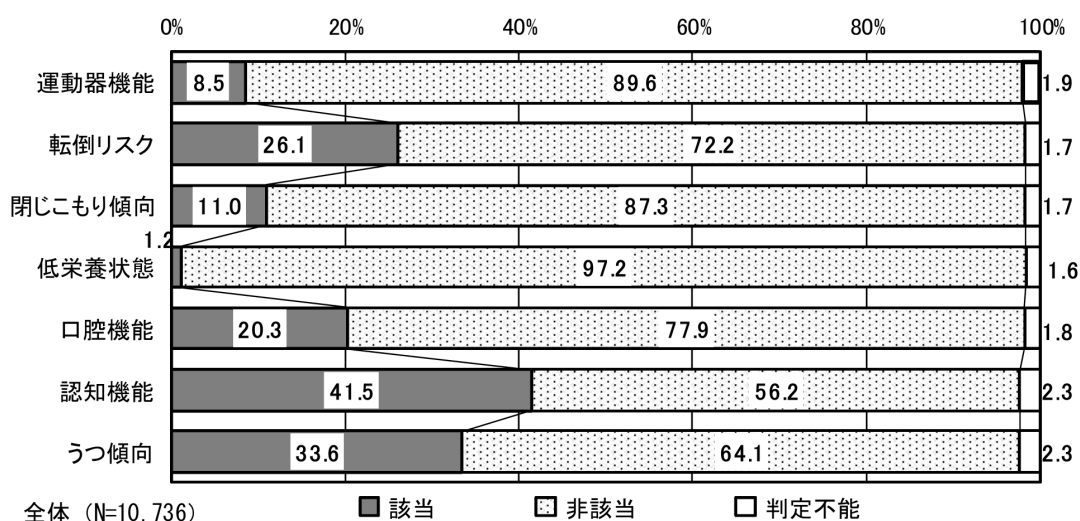
なお、家族の介護の世話や、話し相手・相談相手がいないと回答している割合も3%前後でみられます。



出典：住民健康実態調査（平成 28（2016）年）

#### ②生活機能評価

「該当（リスクあり）」と評価された割合をみると、認知機能が41.5%で最も多く、次いでうつ傾向が33.6%となっています。なお、閉じこもり傾向が11.0%みられます。



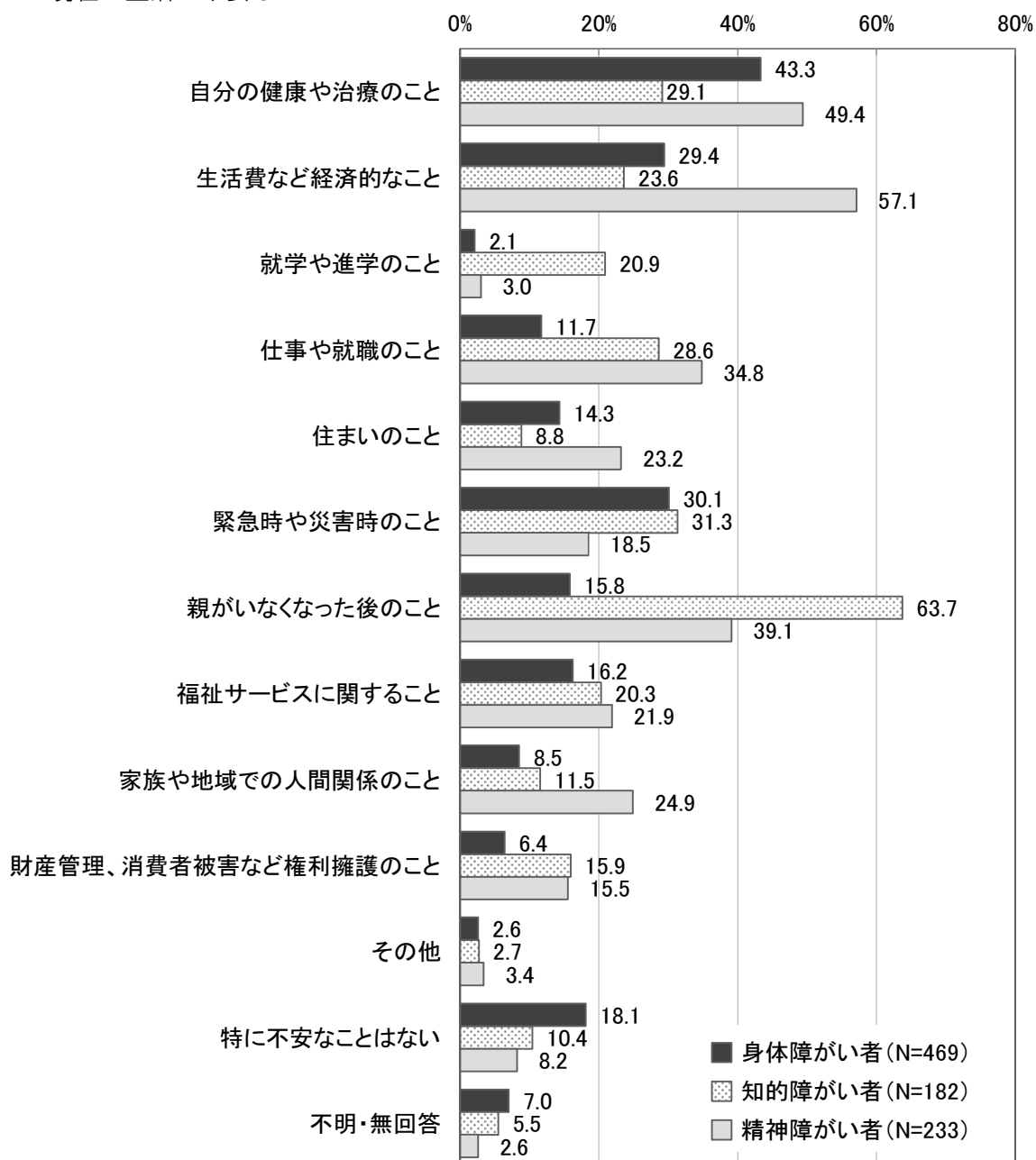
出典：住民健康実態調査（平成 28（2016）年）

## （４）障がいのある人の現状について

### ①現在の生活で不安なこと

現在の生活で不安なことは、身体障がい者で「自分の健康や治療のこと」が43.3%、知的障がい者で「親がいなくなった後のこと」が63.7%、精神障がい者で「生活費など経済的なこと」が57.1%と、それぞれ最も高くなっています。

#### ■現在の生活で不安なこと

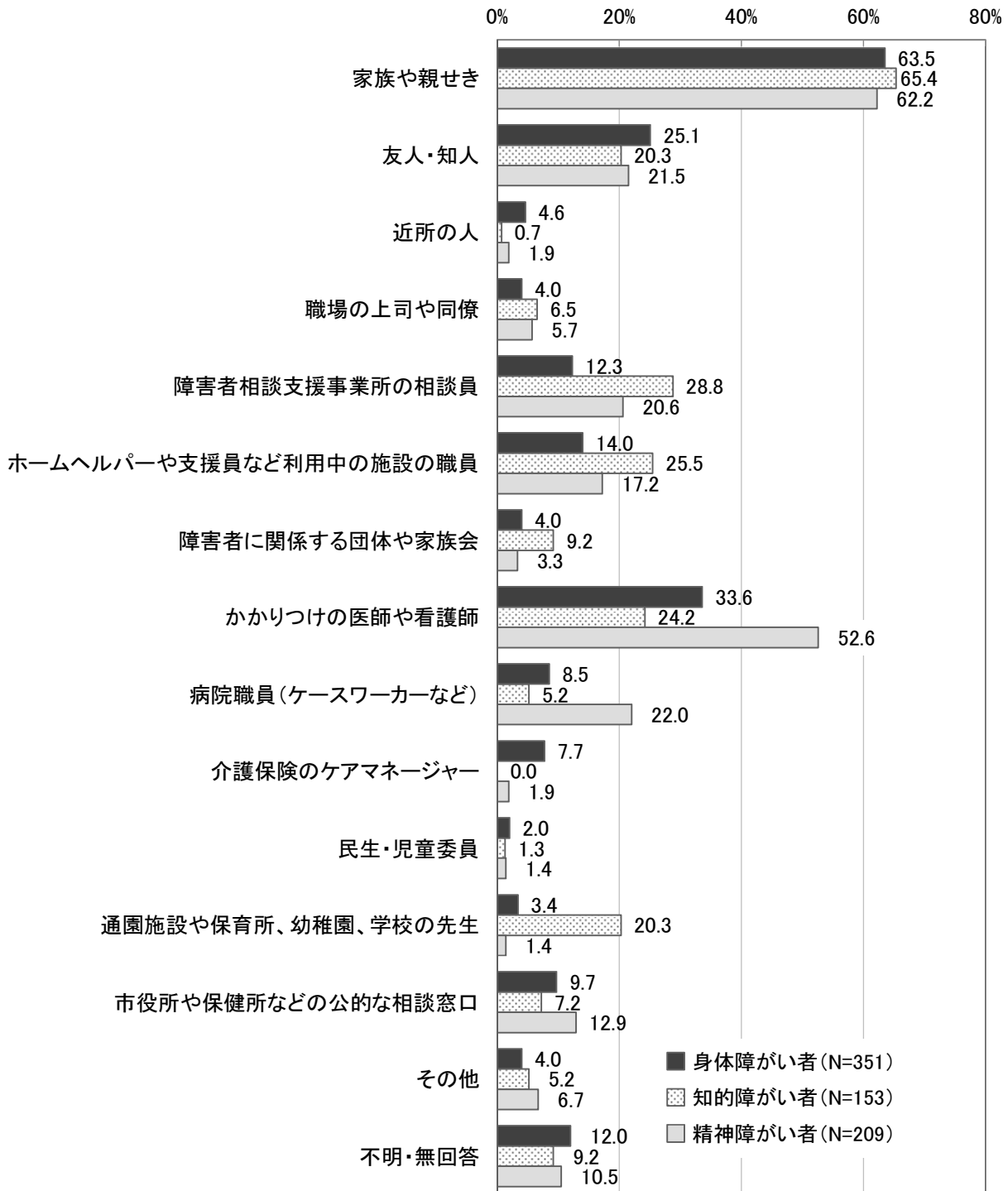


出典：第3次豊明市障害者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成29（2017）年9月）

## ②悩みや困ったことの相談先

悩みや困ったことを相談する相手は、身体障がい、知的障がい及び精神障がいで「家族や親せき」がそれぞれ63.5%、65.4%、62.2%と、それぞれ最も高くなっています。また、精神障がいでは「かかりつけ医師や看護師」の割合も50%を超え、高くなっています。

### ■悩みや困ったことの相談先



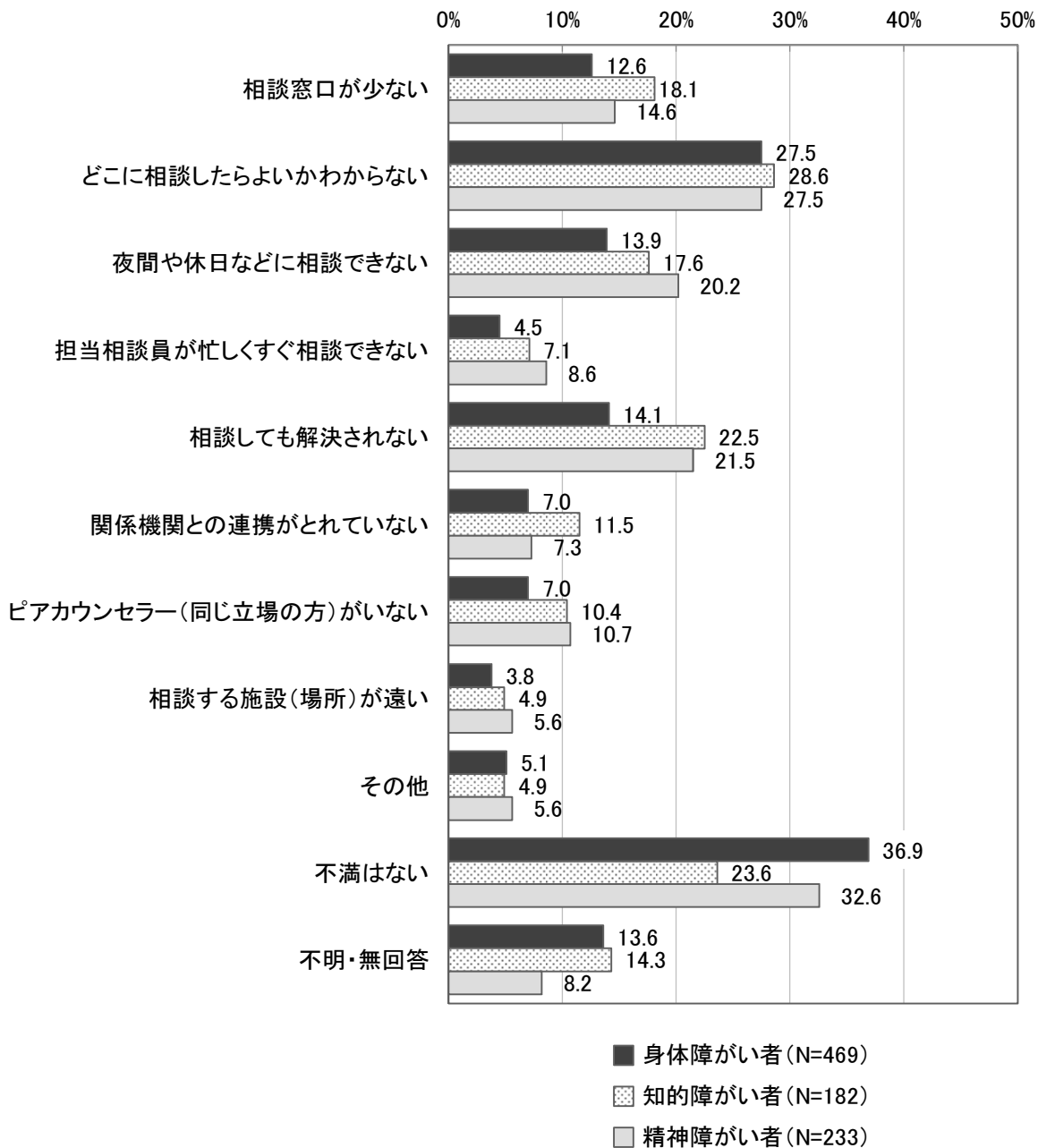
出典：第3次豊明市障害者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成29（2017）年9月）

※別の設問で現在の生活で何らかの不安がある、と回答した人を対象にした設問

### ③障がい者支援に関する相談体制について不満の有無

現在の障がい者支援に関する相談体制についての不満は、身体障がい及び精神障がいで「不満はない」がそれぞれ 36.9%、32.6%、知的障がいで「どこに相談したらよいかわからない」が 28.6%と、それぞれ最も高くなっています。

■障がい者支援に関する相談体制について不満の有無



出典：第3次豊明市障害者福祉計画策定にかかるアンケート調査（平成29（2017）年9月）

### 3. 関係団体等への調査結果（概要）

保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関・団体・専門職を対象に、現在の活動の状況や今後の方向性等についてアンケートを行いました（19 票回収）。

自殺対策やこころの健康づくりに関連する事業には、約半数が「取り組んでいる」と回答しています。

今後、自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり重要な取組として、学校・職場等については「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」、周知・啓発、支援等については「家族や知人等を含めた支援者への支援」、体制整備、人材確保・養成については「適切な精神保健医療が受けられる体制づくり」が最も多くなっています。

■今後、自殺対策やこころの健康づくりを推進するにあたり、重要だと思うこと（総数 19 件）

|    | 学校・職場等                    |     | 周知・啓発、支援等         |     | 体制整備、人材確保・養成         |     |
|----|---------------------------|-----|-------------------|-----|----------------------|-----|
| 1位 | 職場におけるメンタルヘルス対策の推進        | 12件 | 家族や知人等を含めた支援者への支援 | 14件 | 適切な精神保健医療が受けられる体制づくり | 15件 |
| 2位 | 児童・生徒に対するSOSの出し方に関する教育の推進 | 11件 | 自殺予防に関する周知・啓発     | 12件 | 様々な分野におけるゲートキーパーの養成  | 12件 |
| 3位 | 教職員に対する普及・啓発              | 8件  | 地域における心の健康づくりの推進  | 10件 | 様々な悩みに対応した相談窓口の設置    | 8件  |

また、活動を通じて感じる市民生活の現状や課題について、子どもや若者における課題は、不登校生徒に対する支援や育児支援について課題があがっています。高齢者における課題では、生活が困難な事例があがっています。また、障がいや障がい者に対する理解の必要性や、労働者の働き方やひきこもりの問題に関する意見等があがっています。

■活動を通じて感じる市民生活の現状や課題について

| 区分     | 現状や課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子ども・若者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・悩みを自発的に誰かに話すことができていない生徒がいて、周囲が気づけないことがある。</li> <li>・SNSの普及も一因と思われるが、リストカット、自殺の情報が簡単に手に入る。</li> <li>・一般薬の大量摂取事例があるが、未成年でも簡単に売薬が手に入る。</li> <li>・外国人生徒に対する指導が難しい。通訳による指導に時間を要する。</li> <li>・起立性調節障害の診断を受け不登校気味の生徒が増えつつある。</li> <li>・家庭内の諸問題（親の精神不安や家庭内不和）が子に影響を与えるケースが多くなってきたと感じる。家庭の教育力の低下が著しい。</li> <li>・未成年に対するひきこもり、不登校の支援体制やサービスが十分にまだ整備されていないように感じる。</li> <li>・養育困難な家庭に対して、福祉サービスが利用できない場合は使える資源が少なく、子どもの安定した育ちが保障されにくい。片付け、調理、金銭管理等の具体的な支援、学ぶ場があると良いと考える。</li> <li>・孤立した家庭は保護者自身がつながる力が少なく、相談につながりにくい。</li> <li>・中学校卒業後の支援の少なさ。ひきこもり支援がはじまり、支援が増えたが、ひきこもり以外の中退からの再チャレンジ、就職相談等所得が無い18歳未満への総合的な相談、居場所、講座等があるとよいのではないかと。</li> <li>・現在、豊明市の産後ケアは宿泊型のみで、気兼ねなく気軽に利用できるケアが無い。</li> </ul> |

| 区分    | 現状や課題                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の少ない高齢者の衣(医)食住の実態把握と対策が必要。</li> <li>・転居が必要な高齢者の住宅確保が困難。</li> <li>・年金受給額が最低生活費を少し上回る世帯が、医療・介護サービス利用等により生活困窮に陥っている。</li> <li>・判断力はあるが、金銭管理ができない方への支援が困難。</li> </ul>                                                                                                                               |
| 障がい者  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患に対する偏見が根強い。</li> <li>・うつ病対策、他の精神疾患対策について、関係者を中心に研修会や地域への理解も必要。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                     |
| 勤務・経営 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の改善(長時間労働、有給消化の問題等)が不十分なため、時間的、精神的余裕が持てず、家族員同士が十分に関わることができていないことが一つの要因となり、様々な不適応につながっていると感じることがある。</li> <li>・ケアマネ(特に居宅の要介護者担当)に全面的な責任が問われることの無いように、「ケアマネ支援」が必要。ケアマネや地域包括支援センター職員には、「働き方改革」として、チーム連携が必要であり、同じ人が24時間、精神的に負担を感じることをしないようなチーム支援体制をつくっていく必要がある。</li> </ul>                         |
| その他   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもりの人が多く、その人たちへの支援が行き届かない。</li> <li>・心の問題であることが多く、周りの人々が気づかないで過ごしている事が多々あるように思われるので、専門職の人の話を聞いたりする、研修や幅広い関係機関との連携が必要。</li> <li>・家族間、地域住民間のつながりが希薄化することで孤立死(セルフネグレクト)のリスクが高まるが、「ひきこもり」が外部へ表出されづらい課題であり、ニーズ発掘から介入が難しい。</li> <li>・8050問題、親亡き後の生活維持が困難となり、また、助けを求める手段を持たない(分からない)方の自殺予防。</li> </ul> |

※調査にご協力いただいた団体・個人

|                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊明市ひきこもり相談窓口 はばたき</li> <li>・ 豊明市助産師会</li> <li>・ 瀬戸保健所</li> <li>・ 豊明栄病院</li> <li>・ 中部地域包括支援センター</li> <li>・ 豊明市民生児童委員協議会</li> <li>・ スクールカウンセラー</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊明市自立生活相談センター よりそい</li> <li>・ 豊明市商工会</li> <li>・ 藤田こころケアセンター</li> <li>・ 北部地域包括支援センター</li> <li>・ 南部地域包括支援センター</li> <li>・ 豊明市心身障害者(児)福祉団体連合会</li> <li>・ スクールソーシャルワーカー</li> </ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 4. 課題と今後の方向性

### (1) いのちを大切に作る包括的なネットワークの形成

一人ひとりの自殺の背景には、健康や経済、職場、家庭、学校等の多種多様な要因が重なり合っています。既存の調査結果からも、うつや閉じこもり等の健康上の問題を抱えている可能性がある人もみられている現状です。

様々な悩みや生活上の困難を抱えている人を支援していくために、自殺の要因となり得る課題を抱えた人に接する部署では、たえず目の前の人々が自殺に追い込まれる危険性があるという認識を持ち、自殺予防についての役割を明確にして適切な対応をすることが必要となります。

さらに、普段の取組を自殺対策の視点から捉え直して進めながら、行政だけでなく、自殺対策に関わる関係機関や市民、団体、企業等はもちろん、地域の様々な関係者や組織との連携をさらに強化していくことが重要です。

### (2) いのちを支える気運の醸成と人材育成

いのちを支えるためには、市民、地域福祉を担う団体・組織、市職員等が自殺の危険性の高い人のサインを早期に察知し、専門家につなぐ等の適切な支援を行うとともに、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関等が連携して早期に対応することが必要です。

自殺に追い込まれることが誰にでも起こり得るものであるということ、同時に自殺対策の本質は生きることの支援であるということを継続的に啓発し、市民一人ひとりがゲートキーパー※として適切な対応ができるよう、人材の育成を進めていくことが重要です。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る等といった対応を、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んでできる人のこと。

### (3) 相談しやすい、居場所を感じられる地域づくり

不安や悩み、心配ごとを抱える市民の中には、周囲の人や相談窓口を利用する等、何らかのかたちで解消に向けた行動を起こしている人もいますが、それを解消できずに抱え込んでしまう人が少なからずいることが考えられます。

悩みや困難を抱えた時に、誰かに一声をかけられる、もしくは周りの人が当事者にアプローチできるよう、地域福祉の理念に基づき、日頃からのつながりや関係を構築することも重要となります。

また、市民にとって気軽に相談でき、「心のよりどころ」としての居場所を感じられる地域づくりが求められます。

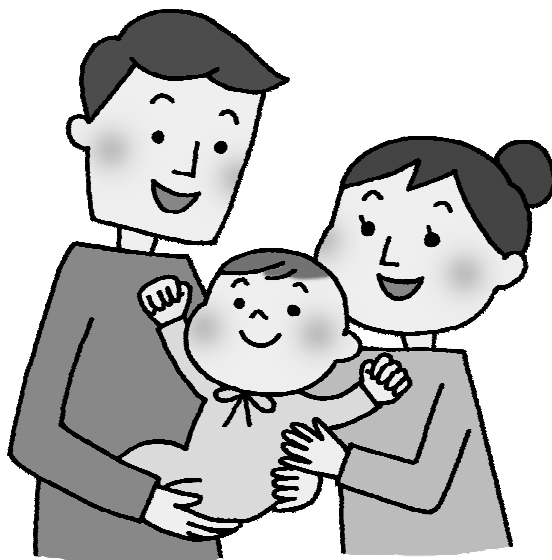
## （４）重点的な取組の推進

国の「自殺総合対策大綱」では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが自殺対策の当面の重点施策の１つとして新たに追加されました。子ども・若者に対する自殺対策は、現在における自殺予防に直結するだけでなく、将来の自殺リスクの低減にもつながるため、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」をめざす上できわめて重要であると考えられます。

一方、自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル」において、本市の自殺者の特徴として、「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」「勤務・経営者」の区分で自殺の割合が高いことが示されています。このことから本市では、自殺者の総数は減少傾向にあるものの、自殺者像は多様であるといえます。

そのため、本計画において豊明市としては「子ども・若者」への取組を「重点的な取組」に位置付けることとします。次代を担う若い世代を中心に、いのちを支える各種取組を認知してもらい、将来、もし、加齢や生活状態の変化等の要因で生きることがつらくなった局面に至っても、しっかりとＳＯＳを発信できるような人を育てるため、各取組を進めていきます。

また、「若者」の中には企業等への就業者を含めることを踏まえ、「勤務者・経営者」に対しても重点的に取組を推進していくこととします。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

国の「自殺総合対策大綱」で掲げられている基本理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を踏まえつつ、本市第5次総合計画におけるまちづくりの理念の一部である「心配や不安がなく、明るく暮らせるまち」の視点から、以下のように基本理念を定めます。

#### ■計画の基本理念

**未来に向けて命かがやき明るく暮らせるまち 豊明**

### 2. 計画の基本目標と評価指標

国は自殺対策について、平成29（2017）年から平成38（2026）年までの10年間で、自殺死亡率を平成27（2015）年の18.5と比べて30%以上減少させるという考え方のもと、「平成38（2026）年までに、自殺死亡率を13.0以下まで減少させる」ことを目標にしています。

また、愛知県においては、平成27（2015）年の自殺死亡率をもとに、国の目標値である「平成38（2026）年における自殺死亡率13.0以下」に見合うよう、「平成34（2022）年までに、自殺死亡率を14.0以下まで減少させる」ことを目標にしています。

本計画の基本目標では、第5次総合計画での「まちづくりの指標」を参考にしながら、以下の通り目標を設定します。

また、自殺対策を適正に評価・検証するため、ゲートキーパー養成研修の受講済の人数を評価指標に設定します。

#### ■計画の基本目標

平成31（2019）年から平成35（2023）年の平均の自殺者を  
**7人未満（自殺死亡率換算で概ね10.2※）**まで減少させる。

※平成31（2019）年1月1日現在人口68,828人を元に「自殺者数÷人口×10万人換算」で仮算出

#### ■計画の評価指標

ゲートキーパー養成研修の受講済の人数を、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までに**延べ500人**をめざす。（年間100人程度の受講）

参考：第5次総合計画では、めざすまちの姿として「いじめや自殺、引きこもりがない」があり、まちづくりの指標として、市内の自殺者数を平成32（2020）年に8人、平成37（2025）年に5人で設定している。

### 3. 計画の体系

#### ◆基本施策

|                       |                                                       |
|-----------------------|-------------------------------------------------------|
| 1. 地域におけるネットワークの強化    | ・「豊明市いのち支える自殺対策推進本部」をはじめとした、施策を推進するネットワークの強化          |
| 2. 自殺対策を支える人材の育成      | ① 研修・啓発機会の充実<br>② 学校教育に関わる人への啓発                       |
| 3. 市民への啓発と周知          | ① いのち支える取組の啓発の推進<br>② 市民向け講座・イベント等の開催                 |
| 4. 生きることの促進要因への支援     | ① 多様な相談窓口・居場所づくり<br>② 専門職等の積極的な介入による支援<br>③ 各課での取組の推進 |
| 5. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | ・相談窓口の紹介や命を尊重する事業の推進                                  |

#### ◆重点施策

|           |                                                        |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 1. 子ども・若者 | ① 子ども・若者の抱えやすい課題に着目した包括的支援の充実<br>② 若者の自殺リスクを低減させるための取組 |
| 2. 勤務・経営者 | ・労働者が抱える問題に対する相談事業等の推進                                 |

## 第4章 施策の展開

### 1. 基本施策

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた環境を整備するため、その基盤となる、地域におけるネットワーク強化を図ります。また、地域の関係機関及び庁内の連携強化を図ります。

| 事業等<br>【担当課】                        | 取組の概要                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 豊明市いのち支える<br>自殺対策推進本部<br>【社会福祉課】    | 「豊明市いのち支える自殺対策推進本部会議」を開催することにより、円滑で的確な庁内連携・調整を図ります。                                                                                                           |
| いじめ・不登校対策充実事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | 学校及び関係機関を構成員とする「不登校対策委員会」及び「不登校事例研究会」を開催し、関係機関と連携した不登校対策を推進します。<br>また、関係機関・団体を構成員とする「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図ります。                               |
| 瀬戸保健所との連携<br>【社会福祉課】                | 瀬戸保健所で行われている、個別相談、家族教室、各種会議等の取組について情報収集や意見交換を行い、連携を強めていきます。                                                                                                   |
| 学校と地域の連携<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】      | 家庭、学校、地域が連携しやすい環境づくりに取り組み、自殺リスクを抱える家庭、子どもの早期発見・対応を図ります。                                                                                                       |
| 社会福祉協議会との連携<br>【社会福祉課】              | 関係機関同士の役割分担と円滑な連携を図るとともに、地域における様々な事例の対応に努めます。                                                                                                                 |
| 商工会との連携<br>【産業支援課】                  | 商工会と連携し、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関連する講演の機会を設け、経営者に健康管理の必要性和重要性を訴える機会の提供、また、ゲートキーパー研修の受講を呼びかけます。<br>また、経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の状況を把握し、支援につなげるよう努めます。 |

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を進めるにあたっては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する、早期の「気づき」が重要となります。その上で、保健や医療、福祉、教育、労働をはじめとする関連機関はもとより、一般市民が「気づき」に対応できることが求められます。そのため、ゲートキーパーの養成や学校教育・社会教育に関わる人への啓発を行う等、自殺対策を支える多様な人材の育成に向けた取組を進めます。

### ① 研修・啓発機会の充実

自殺しようとしている人のサインにいち早く気づいて、適切な対応ができる人（＝ゲートキーパー）の養成に向けて、研修機会の充実に努めます。

| 事業等<br>【担当課】            | 取組の概要                                                                                          |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ゲートキーパー研修の開催<br>【社会福祉課】 | 既存の事業に関わる職員等に、ゲートキーパー研修を順次開催し、全市的な自殺対策の推進につなげていきます。（※下記対象事業の例）                                 |
| 職員研修事業<br>【秘書広報課】       | 職員研修においてメンタルヘルス研修を実施します。管理職員は職場でのメンタルヘルスにおけるラインケアについて学び、職場環境の把握及び改善、並びに部下からの相談に対応できる能力を身につけます。 |

※各事業に関わる職員等へのゲートキーパー研修の実施（対象事業の例）

| 事業等<br>【担当課】                       | 取組の概要                                                                                                                |
|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい福祉サービス事業<br>【社会福祉課】             | 障がいのある人の介助を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、障がいのある人とその家族が問題等を抱えている場合に、その職員が適切な窓口へつなぐ等の対応が取れるよう働きかけます。                       |
| 保育所管理運営事業<br>【保育課】                 | 保育士等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう働きかけます。                               |
| 介護予防生活支援事業・<br>一般介護予防事業<br>【健康長寿課】 | 事業に関わる職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、職員等が自殺リスクのある人を早期発見・対応し、気づき役としての役割を担えるよう働きかけます。                                        |
| 区・町内会活動支援事業<br>【市民協働課】             | 区長、町内会長にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地元の身近な相談役としての役割を担えるよう努めます。<br>また、区長、町内会長を対象とした研修会の中で自殺対策について取り上げ、市民間での意識の醸成と事業の周知を図ります。 |

| 事業等<br>【担当課】         | 取組の概要                                                                        |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 多文化共生推進事業<br>【市民協働課】 | 通訳配置や多言語広報等で外国人市民を支援する通訳等に、ゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるよう働きかけます。 |

## ② 学校教育に関わる人への啓発

関係団体との連携・協力を得ながら、学校教育の場において、早期の「気づき」に対応できる環境づくりに向けて、関係各所の意識の向上とともに、円滑な連携を促します。

| 事業等<br>【担当課】                                  | 取組の概要                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会事務事業<br>における教員への周知<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | <p>小・中学校において、校長会議及び教頭会議等で自殺対策に関する各種資料等（国・県からの通知文の周知を含む）を配付し、意識の向上とともに緊密な連携を促します。</p> <p>また、教員に対して、自殺予防に関する啓発資料等（国・県からの通知文の周知を含む）を配付し、自殺対策意識の向上を促し、ゲートキーパーとしての役割を意識した自殺予防教育を展開していきます。</p> |

### (3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれることは、「誰にでも起こり得る危機」ですが、そこに至るまでの心情や背景が理解されにくい実情があります。そのような危機に陥った場合には、誰かに助けを求めることが適当であるということが共通認識となるよう、継続的かつ長期的な啓発を進めていくことが重要です。そのため、日頃からの啓発活動とともに、講座やイベント等の開催、メディアを活用した啓発に努めます。

#### ① いのち支える取組の啓発の推進

自殺を防ぎ、いのちを支える気運の醸成を図るため、パンフレット等啓発資料の日常的な配布とともに、自殺対策強化月間や自殺予防週間における積極的な啓発活動に努めます。

| 事業等<br>【担当課】         | 取組の概要                                                                                                       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報紙における啓発<br>【社会福祉課】 | 広報紙で「自殺対策強化月間（３月）」や「自殺予防週間（９月）」を取り上げる等、自殺対策の効果的な啓発を図ります。                                                    |
| 健康づくり事業<br>【健康長寿課】   | 市のホームページに、愛知県の自殺総合対策サイト及び、厚生労働省の「働く人」や「こども・若者」を支えるメンタルヘルスサイト等へのリンクを設定し、市民が様々な情報やサービスについてアクセスできるよう普及啓発を行います。 |
| 図書館資料貸出事業<br>【図書館】   | 福祉、教育等の担当課と協力し、自殺対策の啓発活動を行います。                                                                              |

#### ② 市民向け講座・イベント等の開催

社会教育活動における各種講座やイベントの中で、自殺に関する啓発を進め、自殺対策やこころの健康を身近に捉えることができる機会を充実させます。

| 事業等<br>【担当課】        | 取組の概要                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|
| スポーツ振興事業<br>【生涯学習課】 | スポーツ推進委員等を対象に自殺問題についての情報提供を行い、身近な地域で自殺の危機に対する気づきの力を高めるよう働きかけます。 |
| 社会教育活動事業<br>【生涯学習課】 | 豊明市の自殺に関する情報や対策についての講座を開講することで、情報の周知徹底と問題に対する市民の理解促進を図ります。      |

| 事業等<br>【担当課】                   | 取組の概要                                                                                                         |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 男女共同参画推進事業<br>【市民協働課】          | 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりする等、市民に対する啓発を図ります。 |
| L G B T 事業<br>【市民協働課】          | L G B T に対する理解の不足等が自殺の要因と成り得ることから、L G B T に対する理解促進の研修を継続して実施します。                                              |
| 交通安全推進事業<br>【防災防犯対策室】          | 交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性があることから、各種交通安全啓発を強化し、交通事故を起因とする自殺リスクを減少させます。                    |
| 特別支援教育事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | 障がいのある人や障がいに対する理解の促進や交流の機会の充実を図ります。                                                                           |

## （４）生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人であっても社会であっても「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やしていくことが求められます。そのため、総合的な相談から市民の実情に応じた個々の相談等、本市ならではの多様な居場所づくりに取り組むとともに、専門職の積極的な介入による支援を進める等、生きることの促進要因への支援に努めます。

### ① 多様な相談窓口・居場所づくり

総合的な市民への相談窓口はもとより、安心して過ごせる場、健康に関する相談や児童相談等、あらゆるケースに対応できる窓口の充実とともに、生活の自立を促進するプログラムを実施する等、多様な居場所づくりに努めます。

| 事業等<br>【担当課】          | 取組の概要                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 市民相談事業<br>【秘書広報課】     | 法律相談、日常の困りごと相談、人権相談（差別、虐待、パワハラ等）、行政相談、多重債務相談、一般市民相談を行い、市民からの相談を受け付けます。 |
| 家庭児童相談室事業<br>【子育て支援課】 | 家庭相談員等が子育て家庭からの相談に応じ、児童虐待防止やDV防止、保育サービス等の福祉サービスの紹介や調整等の支援を行います。        |

| 事業等<br>【担当課】                        | 取組の概要                                                                                                                                              |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て支援センター事業<br>【子育て支援課】             | 子育て支援センターを乳幼児とその親が気軽に遊びに行ける場所として活用してもらうことで、親子の孤立を防ぎ、育児不安の軽減につなげます。                                                                                 |
| ひとり親支援施策事業<br>【子育て支援課】              | ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、孤立しがちであることを踏まえ、ひとり親の手当（児童扶養手当）支給手続き時に貧困やこころの不調等、支援が必要な親を把握した場合には、母子父子自立支援員や家庭相談員等の支援者につなげます。<br>また、相談先一覧等を作成・配布し、ひとり親家庭に支援情報を届けます。 |
| 健康づくり事業<br>【健康長寿課】<br>【瀬戸保健所】       | 各相談窓口において、精神的な相談があった場合は、適切な受診につなげます。<br>また、保健所における精神保健福祉相談等、相談窓口の啓発に努めます。                                                                          |
| いじめ・不登校対策充実事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | 悩みを抱える不登校児童生徒の保護者を対象とした相談・意見交換会を定期的を実施し、不登校の解決を図ります。                                                                                               |
| 定住外国人児童生徒支援事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | 外国人児童生徒への支援や外国人の保護者との懇談を通し、悩みや不安等の把握を行い、自殺リスクの高い層の把握に努めます。                                                                                         |
| 食育推進事業<br>【健康長寿課】                   | 一人で食事をする孤食を減らすため、誰かと一緒に食事をする共食の重要性に関する啓発と共食の機会の提供を図ります。                                                                                            |
| 介護予防生活支援事業・<br>一般介護予防事業<br>【健康長寿課】  | 対象者が抱える問題や異変を察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応強化を図ります。<br>また、必要時には受診へつなげ、対象者に応じた支援を行います。                                                                          |
| 高齢者生きがいづくり事業<br>【健康長寿課】             | 高齢者の健康や生きがいづくりのため、老人クラブへの補助金や老人憩いの家の管理委託料等、事業の推進を図ります。                                                                                             |
| シルバー人材センター関係事業<br>【健康長寿課】           | 就業に関わる支援を行う中で、こころの悩みを抱える人がいる場合、相談機関へつなげます。<br>また、就業支援を通し、対象者が生きがいを見出せるよう、支援を行います。                                                                  |
| 認知症総合推進事業<br>【健康長寿課】                | 認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行うことができる場を設けたりする等、支援者相互の支え合いの推進につなげます。                                                                       |

| 事業等<br>【担当課】          | 取組の概要                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障がい福祉推進事業<br>【社会福祉課】  | 障がいのある人が抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり、自殺リスクの低減につなげます。                                                                                                                   |
| 障がい者相談支援事業<br>【社会福祉課】 | 障がいのある人（子ども）の保護者への相談支援事業を推進します。                                                                                                                                                |
| 生活困窮者等扶助事業<br>【社会福祉課】 | 生活困窮者は、その背景として多重債務や身体・精神疾患、労働等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて、他者との関係に問題を抱えている場合があります。社会的に排除されてしまう傾向があります。こうした背景により自殺リスクが高くなる可能性があることを認識した上、相談事業等を通じて生きることの支援としての自殺対策を進めます。 |
| 生活保護扶助事業<br>【社会福祉課】   | 扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。                                                                                                                                 |

## ② 専門職等の積極的な介入による支援

子育てをする親、児童生徒や高齢者に対して、専門職等が関わる機会を充実させることにより、「生きることの阻害要因」を減らすとともに、「生きることの促進要因」を増やしていきます。

| 事業等<br>【担当課】                    | 取組の概要                                                                                                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 母子保健事業<br>（出産前後の支援）<br>【子育て支援課】 | 妊娠届出時の面接において、妊婦のメンタルヘルスとサポートについて確認し、支援につなげます。<br>また、家庭訪問等を必要に応じて行うことで、妊産婦や出産後の母親のメンタルヘルスに配慮しながら、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行います。             |
| 児童虐待・DV対策事業<br>【子育て支援課】         | 育児困難や産後うつを抱える親を関係機関と連携して支援し、自殺リスクの高い産後の支援を強化します。<br>また、虐待やDV等の人権侵害は被害者の精神に負担を与え、直接及び将来的な自殺リスクを高める要因にもなり得るため、自殺対策として児童虐待やDV防止を推進します。 |
| 民生委員、児童委員関係事務<br>【社会福祉課】        | 民生委員、児童委員の活動を支援し、困りごとを抱える方を適切な支援先につなぎます。                                                                                            |
| 成人検（健）診事業<br>【健康長寿課】            | 集団健診において、必要に応じて適切な医療機関への受診につなげます。                                                                                                   |

| 事業等<br>【担当課】                               | 取組の概要                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スクールカウンセラーの配置<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】        | スクールカウンセラーにより、市内の小・中学校において、児童生徒へのカウンセリングや講習会を行うほか、保護者や教員に対して支援・助言を行います。                                                                                                                                                                        |
| スクールソーシャルワーカー<br>の配置<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】 | スクールソーシャルワーカーにより、関係機関等と連携・調整を図りながら、様々な問題を抱えている市内の小・中学校の児童生徒に対して家庭訪問や個人面談を行う等、家庭環境の改善や児童生徒の立ち直りを促します。                                                                                                                                           |
| 包括支援事業<br>【健康長寿課】                          | <p>地域包括ケアと自殺対策を連動させるため、地域のコミュニティや地域包括支援センター、地域ケア会議において自殺対策の視点を踏まえた事業を推進します。</p> <p>具体的には、高齢者における自殺の危機要因として考えられる、独居による孤独感、身体疾患による生活上の困りごと、介護者の介護疲れ等といった問題に対し、地域包括支援センターで実施する「個別地域ケア会議」を核として、専門職による支援と、家族や知人、隣人等の地域の支援を統合させたケアマネジメント支援を行います。</p> |

### ③ 各課での取組の推進

自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点に基づき、保健・福祉部局以外の各課においても、各事業を推進する中で、いのちを支える取組の推進に努めます。

| 事業等<br>【担当課】              | 取組の概要                                                                                                                                              |
|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広聴事業<br>【秘書広報課】<br>【関係各課】 | <p>こころの健康や自殺対策に関する意見が提出された際に、関係各課に情報を共有します。</p> <p>また、モニターのアンケート項目に自殺対策に関する設問を加えることで、市民の意見を収集するとともに、相談窓口の認知度等の把握に努めます。</p>                         |
| 雇用就労対策事業<br>【産業支援課】       | <p>必要に応じて、就労支援とこころの健康事業とを連動、連携させ、有効な生きることの包括的な支援（自殺対策）につなげます。</p> <p>また、「労働相談」「若年者就職相談」「ひきこもり相談」「自立生活相談」等、各相談窓口と連携し、労働関係で悩んでいる人がいた場合に情報を共有します。</p> |

| 事業等<br>【担当課】                                                             | 取組の概要                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>子ども医療事業<br/>母子・父子家庭医療事業<br/>後期高齢者福祉医療事業<br/>心身障害者医療事業<br/>【保険医療課】</p> | <p>来庁時や書類のやりとりの際に、生活・経済面、納付状況等から勘案して自殺のリスクが高まっている対象者の情報を収集し、適切な支援先へとつなげます。</p> |
| <p>滞納整理事務<br/>【債権管理課】</p>                                                | <p>税金等滞納者が生活面で深刻な問題を抱えている場合は、関係各課につなげます。</p>                                   |
| <p>受付サービス事業<br/>【市民課】</p>                                                | <p>どこに相談したらよいか迷っている人を適切な窓口につなげるよう、受付が来庁者のニーズをくみ取り、適切な案内に努めます。</p>              |
| <p>防犯対策事業<br/>【防災防犯対策室】</p>                                              | <p>地域安全監視員による防犯パトロールを通じて、市内巡回を強化します。<br/>また、自殺事案の防止対策として、防犯灯や防犯カメラを活用します。</p>  |
| <p>自主防犯活動支援事業<br/>【防災防犯対策室】</p>                                          | <p>各防犯パトロール実施団体間で要保護者等を気につなげ、情報共有する等、連携を図ります。</p>                              |
| <p>公害対策事業<br/>【環境課】</p>                                                  | <p>公害や環境に関する相談を受け付ける中で、心身の健康に問題を抱える相談者を把握した場合、関係機関へ情報提供等を行います。</p>             |
| <p>まち・ひと・しごと<br/>創生総合戦略事務<br/>【企画政策課】<br/>【社会福祉課】</p>                    | <p>まち・ひと・しごと創生総合戦略が改定となる際に、総合戦略における自殺対策関連事業の位置付けについて検討します。</p>                 |
| <p>図書館施設維持管理事業<br/>【図書館】</p>                                             | <p>図書館が誰にとっても安心して過ごせる場所となるよう、環境を整えます。</p>                                      |

## （５）児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育

児童生徒は生活時間の大半を学校で過ごしており、友人や教師との人間関係や学業等、感じるストレスは様々あることが考えられます。そのため、児童生徒にとって信頼できる大人をみつけ、いつでも助けの声をあげることができるという意識を醸成するとともに、未就学児、小・中学生及び保護者に対する命の大切さを伝える事業を引き続き行っていきます。

| 事業等<br>【担当課】                        | 取組の概要                                                                            |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 相談窓口の紹介<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】       | スクールカレンダー等の、相談窓口の連絡先資料を全ての児童生徒に配布します。また、学校教育課のウェブサイトにも掲載することにより、幅広く相談窓口の周知を図ります。 |
| いのちの尊重推進事業<br>（母子保健事業内）<br>【子育て支援課】 | 小・中学生及び保護者を対象とした「いのちの尊重推進事業」を実施し、自分や家族の命・他人の命の尊さを考える機会を提供します。                    |
| 「命の話」事業<br>【保育課】                    | ５歳児を対象に、理解できるよう内容を工夫しながら、命の重みや大切さを伝えます。                                          |

## 2. 重点施策

「1. 基本施策」で掲げた事業をそれぞれ、「子ども・若者」を対象として捉え直しつつ、重点施策の位置付けのもと、取組を推進します。

### (1) 子ども・若者

子ども・若者それぞれの段階において、抱えやすい課題に着目した包括的な支援の充実に取り組みます。また、若者自身も身近な相談者になることが期待されることから、そのための支援を進めます。さらに、社会全体での若者の自殺リスクを低減させるため、情報発信ときめ細かな相談を行う等、子ども・若者のいのちを守るための総合的な取組を進めます。

#### ① 子ども・若者の抱えやすい課題に着目した包括的支援の充実

いじめ等の周囲との人間関係、進学や就職の進路、家庭内での悩み等といった若者が抱えやすい悩みは、子ども・若者の数だけ多様であり、特有の課題があります。そのため、学校だけにとどまらず、地域における児童福祉等の関係機関との連携が求められます。

本市では、総合的な相談窓口や各学校における取組等、各種関係機関との緊密な連携のもと、包括的な支援の充実に向けた幅広い取組を進めます。

| 事業等<br>【担当課】                    | 取組の概要                                                                                                                               |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童虐待・DV対策事業<br>【子育て支援課】<br>(再掲) | 育児困難や産後うつを抱える親を関係機関と連携して支援し、自殺リスクの高い産後の支援を強化します。<br>また、虐待やDV等の人権侵害は被害者の精神に負担を与え、直接及び将来的な自殺リスクを高める要因にもなり得るため、自殺対策として児童虐待やDV防止を推進します。 |
| 児童館管理運営事業<br>【子育て支援課】           | 児童館を親子が気軽に遊びに行ける場所として活用してもらうことで親子の孤立を防ぎ、育児不安の軽減につなげます。                                                                              |
| 放課後児童健全育成事業<br>【子育て支援課】         | 保護者が就労等で不在の児童に放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。                                                                                             |
| 障がい児支援施策事業<br>【子育て支援課】          | 障がい児の保護者からの相談に応じ、発達支援サービスの情報提供や調整を行うことで、保護者の不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。                                                              |

| 事業等<br>【担当課】                                   | 取組の概要                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いじめ・不登校対策充実事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】<br>（再掲）    | 学校及び関係機関を構成員とする「不登校対策委員会」及び「不登校事例研究会」を開催し、関係機関と連携した不登校対策を推進します。<br>また、悩みを抱える不登校児童生徒の保護者を対象とした相談・意見交換会を定期的実施し、不登校の解決を図ります。<br>さらに、関係機関・団体を構成員とする「いじめ問題対策連携協議会」を開催し、いじめの防止等に関する関係機関の連携を図ります。 |
| スクールカウンセラーの配置<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】<br>（再掲）    | スクールカウンセラーにより、市内の小・中学校において、児童生徒へのカウンセリングや講習会を行うほか、保護者や教員に対して支援・助言を行います。                                                                                                                    |
| スクールソーシャルワーカーの配置<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】<br>（再掲） | スクールソーシャルワーカーにより、関係機関等と連携・調整を図りながら、様々な問題を抱えている市内の小・中学校の児童生徒に対して家庭訪問や個人面談を行う等、家庭環境の改善や児童生徒の立ち直りを促します。                                                                                       |
| 定住外国人児童生徒支援事業<br>【学校教育課】<br>【学校支援室】<br>（再掲）    | 外国人児童生徒への支援や外国人の保護者との懇談を通し、悩みや不安等の把握を行い、自殺リスクの高い層の把握に努めます。                                                                                                                                 |
| 食育推進事業<br>【健康長寿課】<br>（再掲）                      | 一人で食事をする孤食を減らすため、誰かと一緒に食事をする共食の重要性に関する啓発と共食の機会の提供を図ります。                                                                                                                                    |
| 雇用就労対策事業<br>【産業支援課】<br>（再掲）                    | 必要に応じて、就労支援とこころの健康事業とを連動、連携させ、有効な生きることの包括的な支援（自殺対策）につなげます。<br>また、「労働相談」「若年者就職相談」「ひきこもり相談」「自立生活相談」等、各相談窓口と連携し、労働関係で悩んでいる人がいた場合に情報を共有します。                                                    |

## ② 若者の自殺リスクを低減させるための取組

子ども・若者に対する相談事業を推進し、必要に応じて支援機関への円滑な接続に努めます。また、母親や乳幼児について積極的な支援を行い、ひとり親、女性等を含む若者の自殺リスクの低減に努めます。そのほか、青少年が集う場を設けて、悩みを抱えた若者が相談しやすい環境づくりに努めます。

| 事業等<br>【担当課】                            | 取組の概要                                                                                                                   |
|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民相談事業<br>【秘書広報課】<br>(再掲)               | 法律相談、日常の困りごと相談、人権相談（差別、虐待、パワハラ等）、行政相談、多重債務相談、一般市民相談を行い、市民からの相談を受け付けます。                                                  |
| 母子保健事業<br>(出産前後の支援)<br>【子育て支援課】<br>(再掲) | 妊娠届出時の面接において、妊婦のメンタルヘルスとサポートについて確認し、支援につなげます。<br>また、家庭訪問等を必要に応じて行うことで、妊産婦や出産後の母親のメンタルヘルスに配慮しながら、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を行います。 |
| 家庭児童相談室事業<br>【子育て支援課】<br>(再掲)           | 家庭相談員等が子育て家庭からの相談に応じ、児童虐待防止やDV防止、保育サービス等の福祉サービスの紹介や調整等の支援を行います。                                                         |
| 子育て支援センター事業<br>【子育て支援課】<br>(再掲)         | 子育て支援センターを乳幼児とその親が気軽に遊びに行ける場所として活用してもらうことで、親子の孤立を防ぎ、育児不安の軽減につなげます。                                                      |
| 男女共同参画推進事業<br>【市民協働課】<br>(再掲)           | 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりする等、市民に対する啓発を図ります。           |
| 青少年対策事業<br>【生涯学習課】                      | 青少年の集える場や機会の創設・運営を支援し、悩みを抱える（自殺のリスクを抱えかねない）青少年との交流を図ります。                                                                |

## (2) 勤務・経営者

長時間労働や職場でのハラスメント等のストレスが、労働者の心身の健康を損ない、自殺に追い込まれることがないように、事業所等におけるメンタルヘルス対策や、各種ハラスメントに対する相談、ワーク・ライフ・バランスの促進を図ります。

| 事業等<br>【担当課】                  | 取組の概要                                                                                                                                                         |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民相談事業<br>【秘書広報課】<br>(再掲)     | 法律相談、日常の困りごと相談、人権相談（差別、虐待、パワハラ等）、行政相談、多重債務相談、一般市民相談を行い、市民からの相談を受け付けます。                                                                                        |
| 商工会との連携<br>【産業支援課】<br>(再掲)    | 商工会と連携し、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関連する講演の機会を設け、経営者に健康管理の必要性と重要性を訴える機会の提供、また、ゲートキーパー研修の受講を呼びかけます。<br>また、経営上の様々な課題に関して、各種専門家に相談できる機会を提供することで、経営者の状況を把握し、支援につなげるよう努めます。 |
| 雇用就労対策事業<br>【産業支援課】<br>(再掲)   | 必要に応じて、就労支援とこころの健康事業とを連動、連携させ、有効な生きることの包括的な支援（自殺対策）につなげます。<br>また、「労働相談」「若年者就職相談」「ひきこもり相談」「自立生活相談」等、各相談窓口と連携し、労働関係で悩んでいる人がいた場合に情報を共有します。                       |
| 男女共同参画推進事業<br>【市民協働課】<br>(再掲) | 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、生きることの包括的な支援（自殺対策）に関連する情報を取り上げたり、配布資料の一つとして相談先の情報を掲載したリーフレットを入れ込んだりする等、市民に対する啓発を図ります。                                                 |
| 職員研修事業<br>【秘書広報課】<br>(再掲)     | 職員研修においてメンタルヘルス研修を実施します。管理職員は職場でのメンタルヘルスにおけるラインケアについて学び、職場環境の把握及び改善、並びに部下からの相談に対応できる能力を身につけます。一般職員はメンタルヘルスチェックアンケートによりこころの健康度の向上を図ります。                        |

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

自殺対策については、庁内体制として、地域福祉計画推進委員会を兼ねる「豊明市いのち支える自殺対策推進本部」において、社会福祉課が中心となって連絡・調整を図ります。

本計画の実効性を高め、総合的に推進していくためには、市の取組だけではなく、関係機関との緊密な連携が欠かせません。そのため、自殺を取り巻く社会状況の変化を踏まえつつ、適切な役割分担のもと、地域の関係機関との連携を図りながら、効果的な自殺対策のあり方を継続的に検討します。

### 2. 計画の推進、実施状況の確認

本計画に掲げた各事業については、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざすための取組であるという認識に立ちながら、「豊明市いのち支える自殺対策推進本部」において、評価指標の検証をするとともに、その他事業の実施状況の確認及び継続的な検討に努め、必要に応じて事業の見直しや新たに必要な事業を実施します。

## 資料編

### 1. 豊明市いのち支える自殺対策推進本部 委員名簿

| 役 職 | 組 織               | 氏 名    | 備考 |
|-----|-------------------|--------|----|
| 委 員 | 名古屋短期大学准教授        | 新沼 英明  |    |
| 委 員 | 豊明市社会福祉協議会会長      | 加藤 誠   |    |
| 委 員 | 豊明市民生児童委員協議会会長    | 梶間 通彦  |    |
| 委 員 | 日本赤十字社豊明市地区奉仕団委員長 | 河口 令子  |    |
| 委 員 | ボランティア団体等代表者      | 黒田 とみえ |    |
| 委 員 | 豊明市老人クラブ連合会会長     | 安藤 敬之助 |    |
| 委 員 | 豊明市子ども会連絡協議会会長    | 服部 裕   |    |
| 委 員 | 愛知県瀬戸保健所健康支援課長    | 土山 典子  |    |
| 委 員 | 豊明福社会理事長          | 三浦 美智子 |    |
| 委 員 | 市民の代表             | 吉川 孝子  |    |
| 委 員 | //                | 梅本 進   |    |
| 委 員 | //                | 斎藤 純恵  |    |

## 2. 豊明市自殺対策計画庁内等ワーキンググループ 委員名簿

| 機関又は課・室名                          |       | 職 名  | 氏 名    | 備考      |
|-----------------------------------|-------|------|--------|---------|
| 愛知県瀬戸保健所<br>健康支援課こころの<br>健康推進グループ |       | 課長補佐 | 西川 恵子  | 第1回出席   |
|                                   |       | 技師   | 水谷 優里  | 第2・3回出席 |
| 健康長寿課                             | 健康推進係 | 保健師  | 徳田 鈴香  | 第1・2回出席 |
|                                   | 共生社会係 | 担当係長 | 山田 沙緒里 | 第3回出席   |
| 子育て支援課<br>おやこ健やか係                 |       | 課長補佐 | 松村 清子  |         |
| 産業支援課<br>企業支援係                    |       | 主事補  | 日比 龍馬  |         |
| 学校支援室                             |       | 室長   | 坂井 朋弘  | 第1・2回出席 |
|                                   |       | 室長補佐 | 田中 秀和  | 第3回出席   |
| 社会福祉課                             |       | 課長   | 近藤 有紀子 |         |
| 社会福祉課<br>生活保護係                    |       | 担当係長 | 谷野 雅実  |         |
| 社会福祉課<br>障がい社会係                   |       | 担当係長 | 酒井 慶二  |         |

### 豊明市いのち支える計画

発行年月／平成31年3月

発行／豊明市 健康福祉部 社会福祉課

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1-1

電話：0562-92-1119